

## 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず、コンクリート塊、金属くず、がれき、残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋、倒壊樹木、破損家財、濡水家財及び避難市民の生活廃棄物（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）の協力に関し、多摩市（以下「甲」という。）と多摩興運株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、多摩市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時廃棄物処理等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物処理等協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物処理等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況
- (3) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (4) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (5) 災害時廃棄物処理等の期間
- (6) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（災害時廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲からの依頼の内容に基づき甲の指示に従い災害時廃棄物処理等を実施する。

2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施に当たっては次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物処理等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物処理等実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物処理等に要した費用のうち、甲と締結したごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約において収集、運搬すべき分の費

用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害時廃棄物処理等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時廃棄物処理等が円滑に遂行できるよう、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成22年9月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、第4条に規定するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約が更新された場合においては、協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年 9月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 市長 阿部裕行

乙 東京都多摩市乞田1426番地  
多摩興運株式会社  
代表者 代表取締役 小磯トシ

第1号様式（第2条関係）

多 第 号  
平成 年 月 日

多摩興運株式会社  
代表取締役

殿

多摩市長

災害時廃棄物処理等協力依頼書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の具体的内容及び状況	
災害時廃棄物処理等の実施地区	
災害時廃棄物処理等の実施内容	
災害時廃棄物処理等の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
その他	

※連絡先

部

課 担当

電話

第2号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

多摩市長 殿

多摩興運株式会社  
代表取締役

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物 処 理 等 の 実 施 内 容	
災害時廃棄物 処 理 等 の 期 間 及 び 時 間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで
災害時廃棄物 処 理 等 の 実 施 場 所	
災害時廃棄物 の 仮 置 場 等	
人 員 、 車 両 及 び 資 機 材 等 の 状 況	
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）